●警報発表時の対応について

１、大雨、洪水、暴風、暴風雪警報及び早期注意情報（大雨、暴風）のいずれかが発表された場合の対応

受注者は、警報及び早期注意情報が発表された時点又は発表が予想される時点で速やかに契約工事の現場確認を行い、安全対策の措置等を建築課担当者（不在の時は担当Ｇ、または電話対応者）に報告をする。
休日の場合は、翌開庁日の８時から８時３０分の間に安全対策の措置等を建築課担当者（不在の時は担当Ｇ）へ報告をする。

※工事看板、仮囲い等の固定状況や資材の保管状況等の確認を行う。措置状況を写真に撮影してメールで送るのも良い。その際は口頭連絡（電話等）も必須とする。

２、大雨、洪水、暴風及び暴風雪警報のいずれかが発令中の対応

受注者は、適宜現場確認を行い、被害等があった場合は、緊急連絡体制に沿って速やかに建築課に報告する。休日の場合は市役所休日夜間窓口 51-2421 に連絡し、建築課と連絡をとる。

３、大雨、洪水、暴風及び暴風雪警報が全て解除された場合又は暴風及び暴風雪警報が解除された場合の対応

受注者は、警報が解除された時点で速やかに契約工事の現場確認を行い、異常または被害の有無について、緊急連絡体制に沿って随時速やかに建築課に報告する。
異常または被害があり、かつ休日の場合は市役所休日夜間窓口 51-2421 に連絡し、建築課と連絡をとる。
異常または被害が無く、休日の場合は翌開庁日の８時から８時３０分の間に建築課担当者（不在の時は担当Ｇ）へ報告をする。

※建築課担当者への連絡は、必ず口頭連絡（電話等）を必須とする。メール連絡のみは不可とする。

４、「豊橋ほっとメール」の活用について

豊橋市において警報の発表、解除の状況把握ができる「 豊橋ほっとメール 」サービスがあります。速やかな防災対応を行うための有効な手段です。参考としてください。

○豊橋市防災危機管理課／豊橋ほっとメール
http://www.city.toyohashi.lg.jp/6885.htm

※登録は義務ではありません。